

【少子高齢社会への利用】

少子高齢対策

安心して子どもを産み育てる環境の整備や、高齢者福祉、児童福祉、母子・父子福祉など各種施策を立案するための基礎資料として、国勢調査から得られる「ひとり暮らしの高齢者数」や「高齢者のいる世帯数」「母子・父子世帯数」などの地域別統計は欠かせません。



【防災対策への利用】

防災・災害対策

被害の大きさは、人口、人口密度、さらに災害の起こる時刻によって大きく異なってきます。特に昼と夜の人口が著しく異なる都市部では、国勢調査で得られる「昼間人口」（通勤・通学に伴う人口の流れと数を把握するもの）が防災のための設備や機能を考えるにあたり欠かせません。



【地域活性化への利用】

生活環境の整備

各地方公共団体による住みよい街づくりに向けた取り組みは、学校の立地、河川の浄化、清掃、街並みの整備、道路や広場などの緑化など広範囲にわたります。このような活動のための基礎資料として、国勢調査は市区町村ごとの結果だけでなく、さらに小さな地域についての統計（町丁・字等別の小地域集計）を提供しています。

コンビニの出店計画にも影響

このほかにも、国勢調査から得られた結果は、人口学、社会学、経済学、地理学などの学術研究はもちろんのこと、企業や団体における製品・サービスの開発や需要予測などに利用されています。また、コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの小売店舗の立地計画、支店開発の際のエリアマーケティングや立地評価にも活用されています。国勢調査の結果から、どの地域にどの程度の人口が集中しているかが視覚的に分かる地図が作成され、出店計画などに役立てられています。

暮らしや社会のさまざまな場面で国勢調査の結果が活用されています！



国勢調査結果の利活用



～結果は何に使われているの？～

調査結果は、公的機関はもちろんのこと、企業や学術団体でも活用され、私たちの社会や暮らしを支える重要な情報基盤になっています。

【各種法令に基づく利用】

衆議院小選挙区の決定

「衆議院議員選挙区画定審議会設置法」では、衆議院小選挙区の各選挙区の人口が均衡するよう国勢調査の結果による「人口」をもとに改定されます。つまり、地域ごとの人口が正確にわからないと、国会議員の定数を各地域に割り当てられず、全国各地の国民の意向を均衡に国政に反映させることができなくなるともいえます。

市や指定都市・中核市の要件

「地方自治法」では市や指定都市などになるための人口要件が決められています。市は人口5万人以上、指定都市・中核市は、それぞれ50万人以上・20万人以上とすることが規定されています。

地方交付税の配分

「地方交付税法」で定められている交付額の算定には、「人口」「都市計画区域における人口」「町村部人口」「市部人口」「65歳以上人口」「75歳以上人口」「林業、水産業の従事者数」「世帯数」など、国勢調査の結果が用いられます。

過疎地域の認定

「過疎地域自立促進特別措置法」では、過疎地域の認定に際し国勢調査の結果による「市町村の35年間の人口減少率」を用いるよう規定されています。法令の適用を受ける過疎地域に対して、国は各種施設の整備や医療、交通・通信の確保状態など、行政・財政上の特別措置を講じ、過疎地域で生活する人々が困らないよう便宜を図っています。

その他の法令

その他にも多くの法令に使用されます。

- 地方税法
- 公職選挙法
- 政党助成法
- 都市計画法施行令
- 農村地域への産業の導入の促進などに関する法律施行令
- 災害対策基本法施行令
- 交通安全対策特別交付金などに関する政令など

